

# 都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物について容積率等の限度を定める告示

平成16年2月26日 山梨県告示第92号	改正 平成16年5月6日 山梨県告示第231号	改正 平成18年3月30日 山梨県告示第193号	改正 平成18年3月31日 山梨県告示第206号
	改正 平成20年3月31日 山梨県告示第130号	改正 平成21年3月31日 山梨県告示第123号	改正 平成23年3月24日 山梨県告示第149号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号ニ及び別表第3の5の項（に）欄の規定により都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物について特定行政庁が定める容積率等の数値は、次の表の各項に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ当該各項に定めるとおりする。

	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
	区 域	容積率	建ぺい率	隣地との関係についての建築物の各部分の高さに係る数値	前面道路との関係についての建築物の各部分の高さに係る数値
1	甲府都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域（甲府市及び次項から6の項まで区域を除く。）	10分の20	10分の6	1.25	1.5
2	甲斐市（平成16年8月31日における竜王町の区域に限る。）のうち用途地域の指定のない区域（次項から6の項までの区域を除く。）	10分の20	10分の6	1.25	1.25
3	甲斐市竜王及び竜王新町のうち次の図に示す区域	10分の20	10分の6	2.5	1.5
4	甲斐市竜王及び篠原のうち次の図に示す区域	10分の8	10分の5	1.25	1.25
5	甲斐市竜王、篠原及び西八幡のうち次の図に示す区域	10分の8	10分の5	1.25	1.25
6	甲斐市西八幡のうち次の図に示す区域	10分の20	10分の6	1.25	1.25
7	峡東都市計画、 <u>笛吹川都市計画</u> 、 <u>市川三郷都市計画</u> 、 <u>富士川都市計画</u> 、 <u>南アルプス都市計画</u> 、 <u>韮崎都市計画</u> 、 <u>身延都市計画</u> 、 <u>富士北麓都市計画</u> 、 <u>都留都市計画</u> 、 <u>大月都市計画</u> 及び <u>上野原都市計画</u> の各区域のうち用途地域の指定のない区域（次項から14の項までの区域を除く。）	10分の20	10分の7	1.25	1.5
8	富士吉田市上吉田、新屋及び松山のうち次の図に示す区域	10分の10	10分の6	1.25	1.5
9	富士吉田市上吉田及び新倉のうち次の図に示す区域	10分の30	10分の7	2.5	1.5
10	大月市賑岡町畑倉、賑岡町強瀬、七保町下和田、七保町葛野、猿橋町猿橋、猿橋町伊良原、猿橋町藤崎及び富浜町鳥沢のうち次の図に示す区域	10分の20	10分の6	1.25	1.5
11	笛吹市春日居町小松、国府及び鎮目のうち次の図に示す区域	10分の40	10分の7	2.5	1.5
12	笛吹市一宮町田中のうち次の図に示す区域	10分の40	10分の7	2.5	1.5
13	富士河口湖町船津、浅川及び小立のうち次の図に示す区域	10分の40	10分の7	2.5	1.5
14	富士河口湖町船津、小立及び勝山のうち次の図に示す区域	10分の10	10分の6	1.25	1.5

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県県土整備部建築住宅課及び各建設事務所並びに関係市役所又は関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

附 則

この告示は、平成16年5月17日から施行する。ただし、本則の表の4の項及び6の項の規定は、平成16年5月6日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

平成18年4月1日から施行する。

附 則

平成20年4月1日から施行する。

附 則

平成21年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。